２０２６年１１月２日

お客さま各位

株式会社　岩手銀行

「いわぎんカードローン〈エルパス〉規定」の改定について

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

当行では、以下のとおり「いわぎんカードローン〈エルパス〉規定」を改定いたしますので、お知らせいたします。

記

１．改定要旨

いわぎんカードローン＜エルパス＞を WEB 完結でご契約されたお客さまのうち、所定の条件を満たしたお客さまについて、当行にてカードローン口座番号の登録手続きを行います。

２．改定内容

改定前	改定後
第３条（カードの発行、暗証番号） ①　いわぎんカードローン〈エルパス〉取引は、銀行本支店のうちいずれか１カ店のみで開設することができるものとし、銀行は借主の申出により口座開設時に１名につき１枚のカードを発行します。ＷＥＢ完結ローン契約の場合は原則カードレスとし、メールで送付する契約内容に記載の「ローン口座番号」により取引を行うものとします。後日、カードの発行を希望する場合は店頭に暗証届を提出するものとします。 ②～⑤（　本文省略　）	**第３条（カードの発行、暗証番号）** ①　いわぎんカードローン〈エルパス〉取引は、銀行本支店のうちいずれか １ カ店のみで開設することができるものとし、銀行は借主の申出により口座開設時に１名につき１枚のカードを発行します。ＷＥＢ完結ローン契約の場合は原則カードレスとし、メールで送付する契約内容に記載の「ローン口座番号」をいわぎんアプリのカードローンサービスへ登録することにより各種サービスをご利用いただけます。なお、所定の条件を満たしたお客さまについては当行が登録手続きをさせていただきます。後日、カードの発行を希望する場合は店頭に暗証届を提出するものとします。 ②～⑤（　現行通り　）

３．改定日

２０２６年１２月１日（火）

以　上

【本件に関するお問い合わせ先】
株式会社岩手銀行　営業戦略部　及川（幸）
電話　０１９－６２３－１１１１（代表）